

栃木県農産物知的財産戦略

～とちぎの未来を拓く知的創造サイクルの実現を目指して～

令和6（2024）年11月

栃木県農政部

はじめに

本年6月、国内外の情勢変化や時代の要請を踏まえ、25年ぶりに「食料・農業・農村基本法」が改正され、「食料安全保障」「環境負荷低減」など新たな理念に基づく農政が展開されることとなりました。

農業は、私たちの命の源である食料の生産に加え、県土の保全や景観の形成、安らぎの場の提供など県民の安全・安心で心豊かな暮らしに大きな役割を果たしており、成長産業として持続的に発展する農業を実現していくことが大変重要だと考えております。

本県には、オリジナル品種のいちご「とちあいか」や高温耐性の高い水稻「とちぎの星」、品質の高い「とちぎ和牛」などの農産物があり、さらには、これらを原料とした加工品が開発され、産地間競争の中での優位性を確立するとともに、消費者からの信頼を得て農業者の所得向上に寄与しているところですが、近年、ぶどう「シャインマスカット」の海外流出や、国産農産物等の模倣品の販売、フリーマーケットアプリケーションによる違法な種苗の取引など、育成者権や商標権などの知的財産権が侵害される事例が増えてきており、本県においても、これらに適切に対応していくことが必要です。

また、今後の本県農業の更なる発展に向けては、オリジナル品種の育成者権や商標権、農業生産に関する新技術の特許権などについて戦略的に取得を進めるとともに、一定の権利として認められる研究データなどについても適切に管理し、これらの利活用を促進し、本県農業の発展に繋げていくことが重要です。

今日の新たな戦略は、平成18年に示した栃木県農産物の知的財産の創造、保護及び活用に関する基本的な考え方を踏まえつつ、昨今の社会情勢や知的財産を巡る状況の変化に即し、広い視点で将来に向けて、知的財産を守り、有効活用し、次の開発に活かす「知的創造サイクル」を創ることを目指しています。

本戦略の策定を契機に、農業者、市町、農業団体などの関係者が一体となって、知的財産の開発、保護、活用が一層進展し、農業者の所得向上と本県農業の発展に寄与することを期待します。

令和6（2024）年11月27日

栃木県農政部長 熊田 欽丈

第1章	栃木県農産物知的財産戦略策定の背景	1
1	農産物知的財産の現状	1
2	課題	3
第2章	本県農産物に係る知的財産戦略	6
1	戦略における知的財産の範囲	6
2	知的創造サイクル（開発・保護・活用）の活性化	6
戦略1	〔開発〕 生産現場で広く普及利用される新品種・新技術開発の加速化	7
1	研究方針等の明確化	7
2	研究開発体制の強化	7
3	人材の育成	7
戦略2	〔保護〕 戦略に基づいた権利取得や権利侵害への保護対策の強化	8
1	知的財産権の取得	8
2	知的財産権管理等の効率化	10
3	権利侵害への対応	10
4	知的財産保護の意識の醸成	12
5	登録情報の秘匿化	12
戦略3	〔活用〕 品種等の利用範囲の拡大と知的財産権の有効活用	13
1	品種等の利用範囲の拡大（県外許諾）	13
2	知的財産の有効活用	14
その他	農業者等への知的財産権の取得支援	15
1	知的財産権の取得支援	15
参考データ		16
1	品種	16
2	商標	18
3	特許	20
4	農林水産省知的財産戦略2025と栃木県農産物知的財産戦略との比較	21

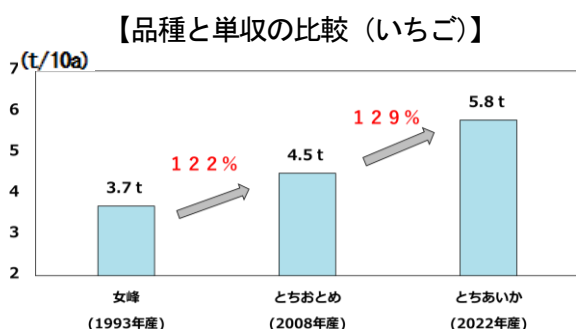
第1章 栃木県農産物知的財産戦略策定の背景

1 農産物知的財産の現状

(1) 本県における知的財産権の取得状況

ア 育成者権（種苗法に基づく権利）

本県農政部による令和6（2024）年6月末時点での登録出願品種数は累計で59品種、登録品種数は累計で53品種である。登録継続中の品種は24品種、出願公表品種は6品種であり、品目別品種数は、大麦12品種、いちご10品種、あじさい7品種、水稻5品種、カーネーション5品種、オンシジウム4品種、デルフィニウム3品種、にら3品種、うど2品種、ユウガオ1品種、なし3品種、りんどう2品種、かぼちゃ1種、アサ1品種となっている。これらの本県オリジナル品種は、本県農業者の所得向上（農業経営の安定）や産地の維持発展に寄与している。



【高温耐性品種とちぎの星の一等米比率（水稻）】

【令和5年産一等米比率（米の品質）】

- ・とちぎの星 92.9%
- ・全国平均 61.3%

出典：農産物検査結果（速報値）
（令和5年12月31日時点）

出典：県農政部集計

イ 商標権（商標法に基づく権利）

本県農政部による国内商標取得件数は、栃木県農産物知的財産戦略を策定した平成18（2006）年では1件であったが、商標による名称の保護やブランド化を目的として、令和6（2024）年6月末時点では、31件が登録されている。

いちごにおいては、「栃木 i27 号（品種名）」を「スカイベリー」として販売名称の商標を取得したほか、「栃木 iW1 号（品種名）」を「ミルキーベリー」、「栃木 i37 号（品種名）」を「とちあいか」として商標権を取得している。更にそれぞれ、生鮮果実以外にもジャム、菓子、飲料等の加工品についても商標権を取得して、これらを活用したい食品企業に使用を許可し、認知度やブランド力向上に繋げている。

また、「いちご王国・栃木」について文字商標や図形商標を取得し、いちごのプロモーションに活用している。

あじさいにおいても、「栃木 a10 号（品種名）」を「キャンディポップ」、「栃木 a11 号（品種名）」を「スターポップ」、「栃木 a12 号（品種名）」を「ジュエリーポップ」として販売名称を商標として保護している。

一方、水産物では、農産物の育成者権のような権利保護制度がないことから、名称を商標登録することにより権利保護化している。平成19（2007）年に商標「ヤシオマス」、令和4（2022）年に商標「銀桜サーモン」を登録するとともに、商標の使用条件に使用者及び品質基準を設定することにより品質の統一を図っている。

また、商標「とちぎ和牛」については、本県と関係団体が調整しながら権利保護化し、とちぎ和牛のブランド化を図っている。

これらは、消費者の本県農産物に対するイメージ定着に寄与している。

【本県が取得している図形商標、文字商標の例】



「いちご王国・栃木」ロゴ（図形商標）

登録番号：第6133102号

登録日：平成31（2019）年3月29日



「銀桜サーモン」（文字商標）

登録番号：第6523486号

登録日：令和4（2022）年3月7日

【商標取得による効果の例】

「いちご王国・栃木」の認知度向上

設問：あなたは栃木県がいちごの生産量日本一の「いちご王国」であることを知っていますか。

令和元年		令和5年
関東 28.1%	➡	関東 67.1%
関西 12.4%		関西 36.7%

ウ 特許権（特許法に基づく権利）

特許権は発明を保護する権利であり、令和6（2024）年6月末までの本県農政部による出願特許数は累計で48件、登録件数は累計で36件である。登録継続中の特許件数は5件であり、出願中の特許件数は1件である。

累計出願特許数のうち、企業や大学等との共同開発によるものは、34件と全体の7割を占めており、農産物知的財産戦略策定以降の特許出願は、すべて共同研究による出願である。

例1 チーズの風味づくりや凝固に必要な乳酸菌に関する出願特許（7機関と連携）
（出願特許：乳酸菌、チーズの製造方法（特願2020-040139号））

例2 いらのそぐり機に関する特許（宇都宮大学と連携）
（特許：処理装置および処理方法（特許第7360654号））

エ 地域団体商標（商標法に基づく権利）

地域団体商標制度は、「地域名」と「商品（サービス）名」からなる地域ブランドを保護（特許庁所管）することにより、地域経済の活性化を目的とした制度であり、令和6（2024）年6月末までに県内の農業団体が登録した地域団体商標は1件である。

オ 地理的表示（G I）保護制度（特定農林水産等の名称の保護に関する法律に基づく権利）

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物のうち、品質等の特性が産地と結びついた産品を国が保護（農林水産省所管）するものであり、令和6（2024）年6月末までに県内の農業団体が登録した地理的表示（G I）は2件である。



「地理的表示保護制度ロゴ」

平成26（2014）年に新設された知的財産。地域での伝統を有し、その高い品質等が産地と結びついている農林水産物や食品等の名称を知的財産として保護する制度



「新里ねぎ」

登録番号：35
登録日：平成29（2017）年5月26日
生産地：栃木県宇都宮市新里町
生産団体：新里ねぎ生産組合



「鹿沼在来そば」

登録番号：136
登録日：令和5（2023）年7月20日
生産地：栃木県鹿沼市
生産団体：鹿沼そば振興会

2 課題

本県では、平成19（2007）年から「栃木県農産物知的財産権センター」（農政部経営技術課内）を設置し、農業者等からの知的財産に関する相談対応や、本県の農産物に係る知的財産の維持管理や保護を行っているが、権利侵害や知的財産の開発、維持、活用などに関し以下の課題がある。

（1）知的財産の権利侵害

国内で開発されたぶどう「シャインマスカット」やいちご品種等、日本で育成された優良品種が海外に流出し、栽培される事案が多数発生している。また、フリーマーケットアプリケーション（以下、フリマサイトという）等のネット販売を通じた種苗の不正譲渡等が増加している。フリマサイトについては、開設者の知的財産権に対する認識が必ずしも高くなく、出品者の自己責任とされている場合も多いことから対抗措置が十分に機能しない場合もあるなど、権利侵害行為が複雑化、多様化しており、対策を拡充する必要がある。

【権利侵害等の具体的な事案】

- 事例1 種苗の海外流出（収穫物の逆輸入）
平成13（2001）年に本県育成品種「とちおとめ」の種苗が韓国に流出し、韓国産「とちおとめ」が国内へ逆輸入される事案が発生した。
本県は苗の許諾先に対し、文書で苗の取り扱いに関して注意を促した。その後、韓国産「とちおとめ」は見られなくなった。
- 事例2 種苗の海外流出（収穫物の第三国への輸出）
ぶどう「シャインマスカット」の種苗が中国や韓国に流出し、東南アジアへ収穫物が輸出され、日本からの輸出農産物と競合する事案が発生した。
- 事例3 ネット販売における種苗の不正譲渡
ネット販売においてあじさいの挿し穂等の不正譲渡を多数確認。令和2（2020）年には、種苗法違反により摘発される事案が発生した。
本県では、オリジナル品種のあじさいと同じ名称の苗がフリマサイトで販売されている事例を確認し、出品者への警告や、サイト管理会社へ出品削除依頼をするなどの事案も起きている。
- 事例4 「いちご王国・栃木」の原料を使用していると誤解を招く恐れのあるいちご加工品のネット販売
ネット販売において、栃木県産や「いちご王国・栃木」を同じページ内で謳う一方、海外の原料を使用した商品を販売し、消費者が誤解する事案が発生した。
本県では通販サイト及び県庁HPに注意喚起文を掲載し、消費者へ注意喚起を行った。

（2）知的財産の開発、取得、理解促進、有効活用

ア 知的財産の開発

DNAマーカーを用いた効率的な品種育成技術が開発されてきているが、開発コストは増加しており、今後は、開発した品種の知的財産による収入を研究開発費に充てていくなど研究開発の充実強化や加速化を図る仕組みが必要である。

また、開発にあたり、大学や民間企業等との共同研究が重要であるが、権利取得や活用などが円滑に進むよう、弁理士等のサポートを着実に得ていく仕組みが必要である。

イ 知的財産の取得

現在、本県オリジナル品種について、国内外での品種登録や販売名称の商標登録を進めている。これまで品種が開発されるごとに権利取得の範囲などを個別に判断していたが、今後は一定のルールを定め、より戦略的に取得していく必要がある。

また、種苗の不正持ち出しを防止するため、種苗法改正に対応し、品種登録出願時に海外への持ち出し制限や国内での栽培地域の制限など品種ごとの取扱い方針を明確にする必要がある。

ウ 知的財産を活用する者（農業者等）への理解促進

これまでの権利侵害の事例は、種苗法など知的財産に係る法令に対する認識不足によるものもあることから、農業者等に対する普及啓発を充実させていく必要がある。

エ 必要な経費の確保

知的財産を権利化し維持管理するための経費や、多様化する知的財産侵害への対策費、農業者等への普及啓発に係る費用などを確保していく必要がある。

オ 知的財産の許諾範囲

権利取得の際に当面の許諾範囲は検討するが、将来を見据え、戦略的に許諾範囲を設定していく必要がある。

カ 知的財産の有効活用

本県の実施許諾料収入（※）の大半は品種によるものであり、他県と比べて高い実績を上げているが、概ね知的財産の権利化や侵害の保護費に充てられている。今後、権利化すべき知的財産の増加や多様化する侵害対応への費用の増大が見込まれるほか、先端技術等を活用した研究開発の財源を安定的に確保するのが難しい状況にある。

※権利を持っている品種や特許等を、他人に実施権を許諾したときの対価

第2章 本県農産物に係る知的財産戦略

1 戦略における知的財産の範囲

この戦略で対象とする知的財産権は、育成者権（種苗法）、特許権（特許法）、商標権（商標法）、地理的表示（G I）保護制度（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）、地域団体商標（商標法）を基本とする。

また、試験研究機関で得られた試験研究データ（調査データ（栽培データ・塩基配列等）、植物遺伝資源（育成系統等）、有用微生物等）も知的財産の対象とし、取扱方針を定めて管理する。

2 知的創造サイクル（開発・保護・活用）の活性化

本県の試験研究機関により開発された知的財産を、県民共有の財産としての確に管理・保護するとともに、活用を促進することで得られる利用料や実施料を次の新品種・新技術の開発費に還元する「知的創造サイクル」を創り出し、本県農業の持続的な発展に繋げていく。

〔戦略の柱〕	
戦略1 開発	⇒ 生産現場で広く普及利用される新品種・新技術開発の加速化
戦略2 保護	⇒ 戦略に基づいた権利取得や権利侵害への保護対策の強化
戦略3 活用	⇒ 品種等の利用範囲の拡大と知的財産権の有効活用
その他	⇒ 農業者等への知的財産権の取得支援

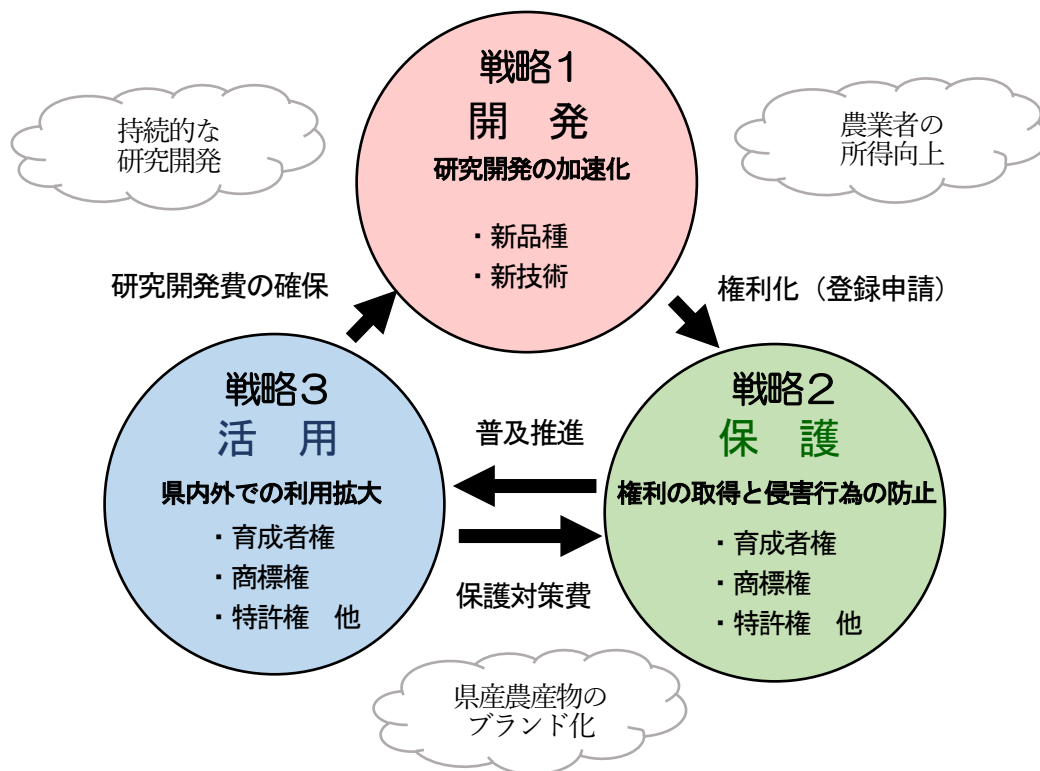


図1 知的創造サイクル

戦略1 [開発] 生産現場で広く普及利用される新品種・新技術開発の加速化

気候変動等の農業を取り巻く情勢変化や、生産現場の課題を的確に試験研究に反映させるとともに、国や大学・企業等との連携を更に強化することで新品種・新技術の開発を加速化する。

1 研究方針等の明確化

- (1) 令和6（2024）年度に改正した試験研究マネジメント実施要領に基づき、情勢変化や生産現場の課題等への対応の強化、PDCA サイクルを効果的・効率的に行うことによる人材育成の促進やマネジメントの実効性の強化を図る。また、試験研究マネジメントを適正に実行し、新品種・新技術の開発を推進する。
- (2) 生産現場や実需者ニーズに即した本県の農産物の価値向上に繋がる新品種開発や新技術の開発を行う。

2 研究開発体制の強化

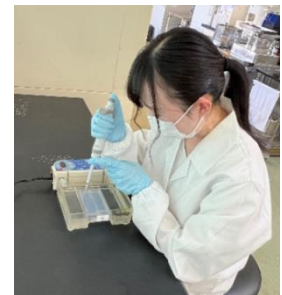
- (1) 試験研究マネジメントを踏まえた取り組むべき課題について、国や大学、企業等との産学官連携が可能か検討し、それぞれが持つ強みを融合させることで、先端分野技術（スマート農業、AI技術、気候変動、カーボンニュートラル等）や品種の開発を加速する。
- (2) 現地課題の早期解決に繋げるため、本庁関係各課、農業振興事務所、試験研究機関の連携を強化する。
- (3) 共同研究契約、秘密保持契約、試験研究データ交換等について知的財産専門家（弁護士及び弁理士）と随時相談できる体制をより強化する。



いちごの生育調査（いちご研究所）

3 人材の育成

試験研究マネジメントを強化することで、生産現場に対してのニーズに着実に捉え、その研究分野のスペシャリストとして、研究の中核を担える人材の育成を進める。



いちごDNA分析（生物工学研究室）

開発した知的財産の名称のつけ方

開発した知的財産に関連する名称（品種、商標）については以下に留意して名称を決定していく。

- (1) ブランド力に寄与する品目（いちご、なし、花き等）
本県のブランド価値を高めることに貢献し、幅広く愛される名称とする。
- (2) 食料の安定供給に寄与する品目（水稻、大麦等）
本県以外で栽培などを許諾する品種等については、広く活用されやすい名称とする。

戦略2 [保護] 戦略に基づいた権利取得や権利侵害への保護対策の強化

多様化する権利侵害に対応するため、国内外において知的財産権を戦略的に取得することで保護強化を図る。また、農業者や農業団体を含め、県全体で知的財産保護に対する意識の醸成を図る。

1 知的財産権の取得

本県農政部において新たに開発した品種（以下「職務育成品種」という）、ブランド化のための商標、開発した技術（以下「職務発明」という）について以下のとおり取扱方針を定め、知的財産の保護対策強化を図る。

(1) 知的財産の取得に関する基本方針

ア 品種について（育成者権）

① 品種登録の対象

- ・職務育成品種のうち、農業生産振興上の必要性や普及性の高いものや、現地試験により普及性や市場性等について確認を要するものについては品種登録し、育成者権として保護する。
- ・共同で育成した品種は、共同育成者と協議の上、方針を決定する。

② 栽培地域等の限定

- ・品種登録出願申請する際は、海外持ち出し禁止とする。また、種苗法における栽培地域の指定は栃木県限定（※）とするが、県外許諾する際は、新たに利用権設定契約を締結する。
※種苗法上、栽培地域を限定することで、育成者権の保護強化を図る。

③ 海外における保護

- ・職務育成品種のうち、海外での販売が想定される品種は、輸出対象国及び輸出競合国等において積極的に品種登録する。また、海外での品種登録については、パートナー企業（※）による品種登録手続きも検討する。

※パートナー企業：県の代わりに海外の対象国における品種登録や維持管理、品種保護制度の違反防止や侵害対応、許諾手続き等を行う協力事業者

イ 商標について（商標権）

① 商標登録の対象

- ・職務育成品種のうち、いちご、主食用米、果樹、花き類等、名称で販売するものは、品種登録に加えて、積極的に商標登録することにより名称を保護する。
- ・ブランド化の推進を目的とした各種認定制度に用いる標章は、農業生産振興上の必要性や普及性を考慮し、商標登録により保護する。
- ・畜産物や水産物のように種苗法や特許法で保護できないものは、商標登録と使用許諾により権利を保護する。

② 海外における保護

- ・海外での販売が想定される品目については、輸出対象国等において積極的に商標登録し、ブランド名を保護する。なお、対象国への出願等の手続きは、県と関係団体が出願時の状況を踏まえ調整する。

ウ 特許について（特許権）

① 特許登録の対象

- ・職務発明のうち、本県の農業生産振興に有益であり、権利を取得し利用することで普及が見込まれる発明は、特許権で保護する。
- ・共同研究における特許申請については、本県農業者の経営への寄与の観点等を踏まえ、共同研究者と協議の上、方針を決定する。

エ 地理的表示（G I）保護制度・地域団体商標について

① 地理的表示（G I）保護制度、地域団体商標の対象

- ・品種登録できない在来品種や地域と結び付きが強い農作物は、ブランド力の維持・向上のため地理的表示（G I）保護制度及び地域団体商標の活用について、更なる啓発や支援をする。

オ 試験研究データについて

① 保護対象の拡大

- ・知的財産の制度として保護されているものに加え、試験研究で得られた調査データ（栽培データや塩基配列等）や、植物遺伝資源（育成系統等）、有用微生物等についても保護対象とする。ただし、国内における食料の安定供給や、気候変動対策等に広く寄与するものについては必要に応じて情報提供を行う。なお、今後、試験研究データの管理等については、関係研究機関ごとに検討を行っていく。
- ・公開されていないものを共同研究等で譲渡する際は、共同研究契約や秘密保持契約、試料譲渡契約等を必ず締結し権利を保護する。

② 植物遺伝資源提供基準について

植物遺伝資源提供依頼があった際は、次の（a）、（b）の基準に従い提供の可否を検討する。

（a）育種目的

育種目的など将来、知的財産権が発生する可能性があり、提供先が公的試験研究機関及び行政機関、大学等教育機関の場合は、植物遺伝資源の交換利用、技術交流の観点から次の区分に従い検討する。

提供先（国内）	品目	品種	育成系統 ^{※2}
公的試験研究機関及び行政機関	いちご	○ ^{※1}	○ ^{※3}
	大麦・水稻	○	○ ^{※3}
大学等教育機関	いちご	○ ^{※1}	○ ^{※3}
	大麦・水稻	○	○ ^{※3}

※1 出願公表品種を提供する場合は、経営技術課と農業総合研究センターで協議する。

※2 種苗法第4条第2項ただし書に定める「試験若しくは研究のため」の提供に限る。

※3 共同研究契約や植物遺伝資源提供契約等に基づいた提供に限る（種苗流出リスクを防ぐため）。

※4 海外については、原則として提供しない（ただし、相手国と遺伝資源を交換する等、特別な事情の場合は除く）。

※5 本提供基準で判断し難い場合は、経営技術課と農業総合研究センターで協議する。

(b) 栽培試験目的（品種比較、特性調査など）

奨励品種等決定試験などの品種比較、特性調査に供するなど、将来において知的財産権が発生しないことが保証されており、農業総合研究センターの業務を遂行する目的で植物遺伝資源を提供する場合及び研究を目的とした技術交流・相互利用の観点で提供が必要な場合は、次の区分で検討する。

提供先（国内）	品種 ^{※1}	育成系統 ^{※1, 2}
公的試験研究機関及び行政機関	○	○ ^{※3}
大学等教育機関	○	○ ^{※3}

- ※1 交配や生産用途での提供は不可。ただし、品種比較を目的とした遺伝情報解析用試料（DNA）は可。
- ※2 種苗法第4条第2項ただし書に定める「試験若しくは研究のため」の提供に限る。
- ※3 共同研究契約や植物遺伝資源提供契約等に基づいた提供に限る（種苗流出リスクを防ぐため）。
- ※4 海外については、原則として提供しない（ただし、相手国と遺伝資源を交換する等、特別な事情の場合は除く）。
- ※5 本提供基準で判断し難い場合は、経営技術課と農業総合研究センターで協議する。

【定義】

- ・品種：職務育成品種として知事により認定され、品種登録又は出願されたもの。
- ・育成系統：職務により交配、選定そのほかの人為的な方法によって育成したもののうち、他と区別された特性を維持したもの。

2 知的財産権管理等の効率化

知的財産の出願・登録・更新・廃止など一連の維持管理については、本庁関係各課及び試験研究機関等が連携・役割分担し効率的に行う。

表1 知的財産の効率的な管理方法

項目	内容
①役割分担	◆一元管理と本庁農政部関係各課の役割 ・品種及び特許権の出願や維持管理等は、県農産物知的財産権センターで一元管理する。ただし、知的財産権の出願や廃止、許諾料等の決定に係る農政部内の合意形成までの手続きは本庁関係各課で行う。 ・商標については、管理要領に基づき本庁関係各課等で管理する。
②手続きの効率化	◆電子申請の導入 ・国内における品種や商標等の登録出願、及び登録料の納付等の申請手続きについては可能な限り電子申請で行う。ただし、特許の登録出願に関しては、原則弁理士による出願とする。
③保護対象の厳格化	◆登録品種等の整理 ・実施許諾の実績や実施予定のない又は本県農業振興への貢献が期待できない登録品種及び登録特許等は、「栃木県農産物知的財産調整会議」で審議の上、放棄する。

3 権利侵害への対応

品種等の権利侵害行為に対しては、海外への品種の不正流出やフリマサイト等における不正譲渡等の実態を踏まえ、関係者や知的財産の専門家等との連携を強化し、迅速かつ的確に対応する。

表2 侵害行為への対応策

項目	内容
①体制の強化	<p>◆県関係機関、農業団体との体制強化および国や都道府県、知的財産の専門機関等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携強化により疑義案件情報を幅広く収集する。 ・権利侵害行為に対しては、本庁関係各課や各農業振興事務所、試験研究機関、農業団体等と連携して対応するとともに、都道府県農産物知的財産権保護ネットワークや、種苗管理センター品種保護対策課（品種保護Gメン）、植物品種保護戦略フォーラム等、国や専門機関との連携を強化し対応する。
②対応の標準化	<p>◆「権利侵害対応マニュアル」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利侵害に対して迅速かつ的確に対応するため、対応フローや対抗措置等の基準を明確化した「権利侵害対応マニュアル」を作成する。
③多様化する権利侵害への対応	<p>◆ネット（フリマサイト等）上の権利侵害への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県関係機関や農業団体、農業者との連携及び侵害情報の収集を強化する。権利侵害が発見された場合は、栃木県農産物知的財産権センターが、速やかにサイト運営会社に対して削除を申請し、状況に応じて弁護士や警察に相談の上、法的な対抗措置を講じる。 <p>◆海外侵害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産知的財産保護コンソーシアム等、国や専門機関との連携を強化し対応する。

表3 知的財産に関する主な支援・連携機関

項目	内容
INPIT 栃木県知財総合支援窓口	<p>県民からの知的財産に関する相談に対応するため、(公財) 栃木県産業振興センター内に「栃木県知財総合支援窓口」が設置されており、弁護士や弁理士の支援も受けることができる。</p>
種苗管理センター品種保護対策課	<p>育成者権侵害に対する相談窓口「品種保護Gメン」が設置されており侵害行為への対応策等の助言や侵害事実の確認（品種比較試験やDNA分析）を行っている。</p>
植物品種保護戦略フォーラム ※H14（2002）年設立	<p>海外における侵害対策の強化や育成者権の保護を図るため、都道府県や種苗会社等からなるフォーラムが設立されており、相談窓口の設置や、育成者権に関する啓発活動を行っている。</p>
農林水産知的財産保護コンソーシアム ※H21（2009）年設立	<p>農林水産物・食品の知的財産権の保護強化を図るため、コンソーシアムが設立されており、主に海外の商標出願状況の監視、産地偽造品や模倣品の調査等を行っている。</p>
農産物知的財産権保護ネットワーク ※H15（2003）年設立	<p>都道府県の担当者間のネットワークとして設立され、育成者権の保護や侵害対応等に関する情報交換を行っている。</p>
農林水産技術会議事務局研究企画課	<p>知財マネジメント強化事業により、「知財マネジメントに関する相談窓口」を設置しており、利用許諾契約等の各種締結、国内外の品種登録、商標権、内部規定に係わる相談を受け付けている。</p>

4 知的財産保護の意識の醸成

(1) 農業者や農業団体への啓発

- ・ 本県所有の品種、商標、特許に関する使用や許諾方法について、県ホームページやチラシ等で広く周知する。
- ・ 本県所有の知的財産の重要性について、農業者や農業団体を含め県全体で保護する意識を醸成するとともに、本県や他県、民間育成の品種等の権利侵害をしないよう、周知徹底する。

(2) 知的財産遵守に関する指導力の向上

- ・ 普及指導員や農業団体関係者が知的財産権の遵守に関する指導が行えるよう研修等を通じてスキルアップを図る。

5 登録情報の適切な管理

海外における品種や商標登録情報（登録国等）については、第三者による登録を防止するため、積極的な情報公開は行わない。

戦略3 [活用] 品種等の利用範囲の拡大と知的財産権の有効活用

試験研究機関で開発した品種や技術を農業者に幅広く活用してもらうことで、農業者の所得向上や農業の発展に繋げる。

1 品種等の利用範囲の拡大（県外許諾）

- ・知的創造サイクルを加速化するため、育成品種の県外許諾については、農業者や農業団体の意見や需要動向等を踏まえ段階的に進めていく。

(1) 品目ごとの県外許諾の考え方について

ア ブランドカに寄与する品目（例：いちご、なし、食用大麦、花き等）

育成品種のブランド化や他県との差別化を図ることが本県農業者の所得向上に繋がる品目や、県内限定で生産することにより先駆者利益が得られる品目については、一定期間県内限定許諾とし、状況に応じて県外許諾の検討を行う。

① 県内限定許諾期間（県内生産の安定と拡大）

- ・市場占有等により栃木ブランドの地位確立を図る。
- ・当該品種の栽培技術を確立し、品質の維持や収量の安定化を図る。
- ・本県農業者が優良な種苗を安定的に入手できるよう種苗供給体制の構築を図る。

② 県外許諾の基準

育成品種の県内生産の安定が図られたのち、(a)、(b)等の視点を踏まえ県外許諾の検討を行う。

(a) 県外に許諾し生産量を増やすことで、当該品種の有利販売に繋がり、その結果、県内農業者の利益が見込まれること

例1：普及面積が限定的もしくは頭打ちとなっている

例2：県外許諾により種苗の安定供給が保たれる（種子繁殖性品種等）

(b) 県外許諾を行うことで県内農業者に大きな不利益を及ぼさないこと

③ 県外許諾の意志決定手順

①農政部内の検討⇒②農業者・農業団体（※）との意見交換⇒③必要な調整⇒④決定

※栃木県農業協同組合中央会、JA全農とちぎ、（一社）マーケティング協会、農業士会等、品目ごとに参加団体は異なる。

表4 ブランドカに寄与する品目における県外許諾の方針（いちご、なし等）

品種出願公表 (2～5年程度)	品種登録期間 (25年、木本性30年)	育成者権消滅以降
県内	県内	県内・県外

農業者や農業団体の意見や需要の動向等を踏まえ、品種ごとに適切な時期に県外許諾を実施

イ 食料の安定供給に寄与する品目（例：ビール大麦、気候変動に対応した水稻等）

食料の安定供給に寄与し、県内外での大ロットの生産が価格や需要の安定に繋がる品目については、県内外の許諾を行う。

表5 食料の安定供給に寄与する品目における県外許諾の方針（ビール大麦、気候変動に対応した水稻等）

品種出願公表 (2～5年程度)	品種登録期間 (25年、木本性30年)	育成者権消滅以降
県内・県外		

2 知的財産の有効活用

- (1) 研究開発や知的財産保護の強化が行えるよう、知的財産権の利用料について他県の状況や農業者、農業団体等の意見を踏まえ個別品目ごとに見直しを検討する。
- (2) ブランド力に寄与する品種については、期限の定めがない商標権を有効に活用し、ブランドの維持を図る。

その他 農業者等への知的財産権の取得支援

1 知的財産権の取得支援

- (1) 品種や商標に加え、特に地域特産物のブランド化に繋がる地理的表示（G I）保護制度や地域団体商標の取得に向け、支援機関の紹介などの情報提供を行う。
- (2) 農業者が持つ栽培技術等のノウハウを農業者自身が知的財産として意識するよう、普及指導員や農業団体関係者の指導を通じて啓発を図る。
- (3) 農業振興事務所による助言に加え、必要に応じて栃木県農産物知的財産権センターが、農業者への助言を行う。

【開発】

【保護】

【活用】

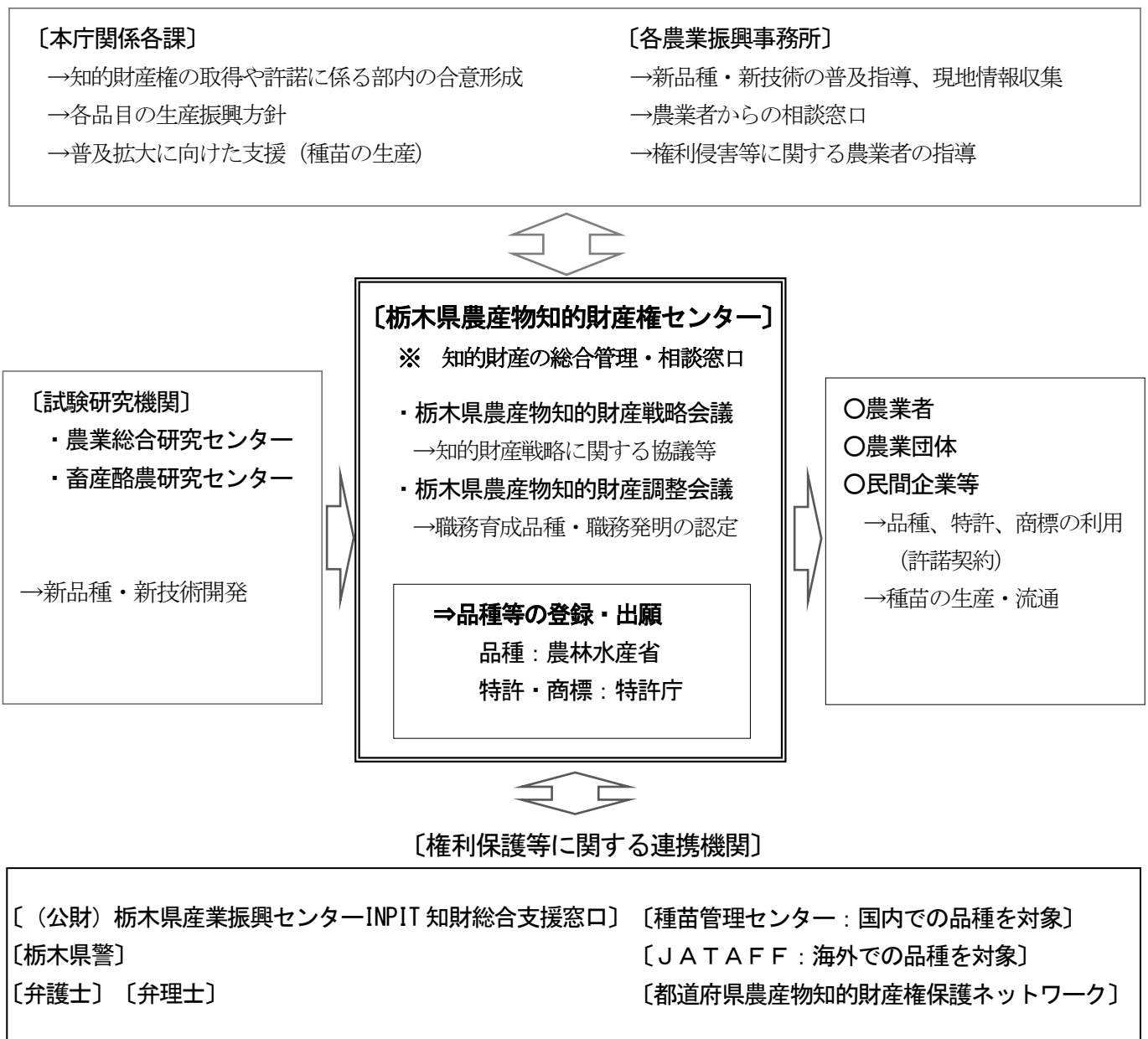


図3 農産物知的財産権センターを中心とした知的財産の開発・保護・活用に係る体系図

【参考データ】

1 品 種

表 1 本県における登録（出願）品種一覧（R6. 6月末日時点）

番号	登録有無	農林水産植物の種類	品種の名称	登録番号 (出願番号)	出願日	出願公表日	登録日	存続期間	県内栽培面積	
1	登録済	水稲	なすひかり	第14775号	H16. 2. 13	H16. 12. 17	H19. 2. 20	25年	R5年産：1,896ha	
2			とちぎの星	第24269号	H23. 6. 1	H23. 8. 19	H27. 3. 26	25年	R5年産：8,526ha	
3			とちぎ酒14	第15391号	H16. 10. 6	H17. 6. 23	H19. 3. 23	25年	R5年産：5.8ha	
4			夢ささら	第28894号	H29. 11. 30	H30. 2. 23	R4. 2. 10	25年	R5年産：38.0ha	
5		大麦	サチホゴールド	第17311号	H17. 11. 29	H18. 6. 21	H21. 2. 6	25年		
6			とちのいぶき	第21710号	H20. 10. 29	H20. 12. 19	H24. 3. 23	25年	R5年産：205ha	
7			アスカゴールド	第22415号	H23. 12. 9	H24. 3. 16	H25. 3. 14	25年		
8			HQ10	第26576号	H26. 4. 1	H26. 9. 18	H30. 2. 9	25年		
9			ニューサチホゴールド	第26577号	H26. 9. 8	H27. 1. 19	H30. 2. 9	25年	R5年産：7,689ha	
10			もち絹香	第28939号	H29. 11. 6	H30. 2. 23	R4. 2. 7	25年	R5年産：206ha	
11		いちご	とちひとみ	第15007号	H16. 7. 2	H17. 6. 23	H19. 3. 15	25年		
12			なつおとめ	第20766号	H21. 12. 18	H22. 2. 18	H23. 3. 28	25年	R5年産：2.86ha	
13			栃木i27号 (スカイベリー)	第23749号	H23. 11. 15	H24. 2. 20	H26. 11. 18	25年	R5年産：29.3ha	
14			栃木iW1号 (ミルキーベリー)	第30256号	H30. 1. 29	H30. 4. 24	R6. 6. 3	25年	R5年産：240a	
15			栃木i37号 (とちあいカ)	第30257号	H30. 7. 9	H30. 11. 13	R6. 6. 3	25年	R5年産：279.6ha	
16		なし	きらり	第14786号	H17. 1. 5	H17. 8. 10	H19. 2. 20	30年		
17			おりひめ	第24372号	H25. 2. 20	H25. 6. 12	H27. 6. 19	30年	R5年産：1.5ha	
18		かぼちゃ	ニューなかやま	第12198号	H13. 3. 28	H13. 10. 12	H16. 8. 18	20年	R5年産：1.5ha	
19		うど	栃木芳香1号	第21788号	H23. 3. 4	H23. 6. 28	H24. 4. 25	25年	R5年産：16.3ha	
20			栃木芳香2号	第21789号	H23. 3. 4	H23. 6. 28	H24. 4. 25	25年	R5年産：48.0ha	
21		あじさい	きらきら星	第24281号	H22. 10. 26	H23. 1. 5	H27. 4. 14	30年	R6年産：10,980鉢	
22		にら	ゆめみどり	第25640号	H26. 7. 28	H26. 12. 4	H29. 2. 22	25年	R5年産：42.5ha	
23		りんどう	栃木r2号 (るりおとめ 月あかり)	第26411号	H27. 4. 16	H27. 9. 10	H30. 1. 24	25年	R5年産：16.9a	
24			栃木r3号 (るりおとめ 星あかり)	第26412号	H27. 4. 16	H27. 9. 10	H30. 1. 24	25年	R5年産：18.5a	
25		出願公表中	あじさい	パラソルロマン	第33282号	H30. 7. 27	H30. 11. 13		30年	R6年産：2,105鉢
26				エンジェルリング	第34054号	R1. 7. 22	R1. 11. 19		30年	R6年産：4,760鉢
27				プリンセスリング	第34053号	R1. 7. 22	R1. 11. 19		30年	R6年産：5,510鉢
28				栃木a10号 (キャンディポップ)	第36512号	R4. 10. 27	R5. 3. 20		30年	R6年産：1,840鉢
29				栃木a11号 (スターポップ)	第36513号	R4. 10. 27	R5. 3. 20		30年	R6年産：4,680鉢
30				栃木a12号 (ジュエリーポップ)	第36514号	R4. 10. 27	R5. 3. 20		30年	R6年産：2,250鉢

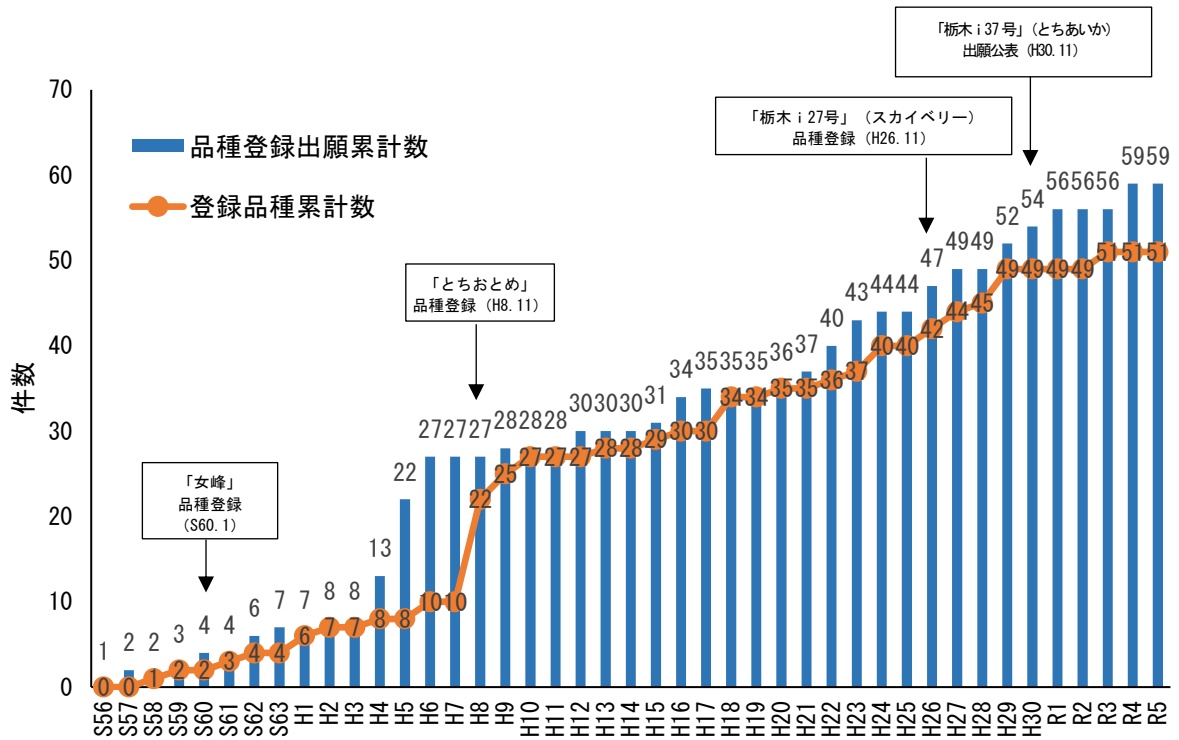


図1 本県における登録（出願）品種の累計数の推移（S56～R5年度）

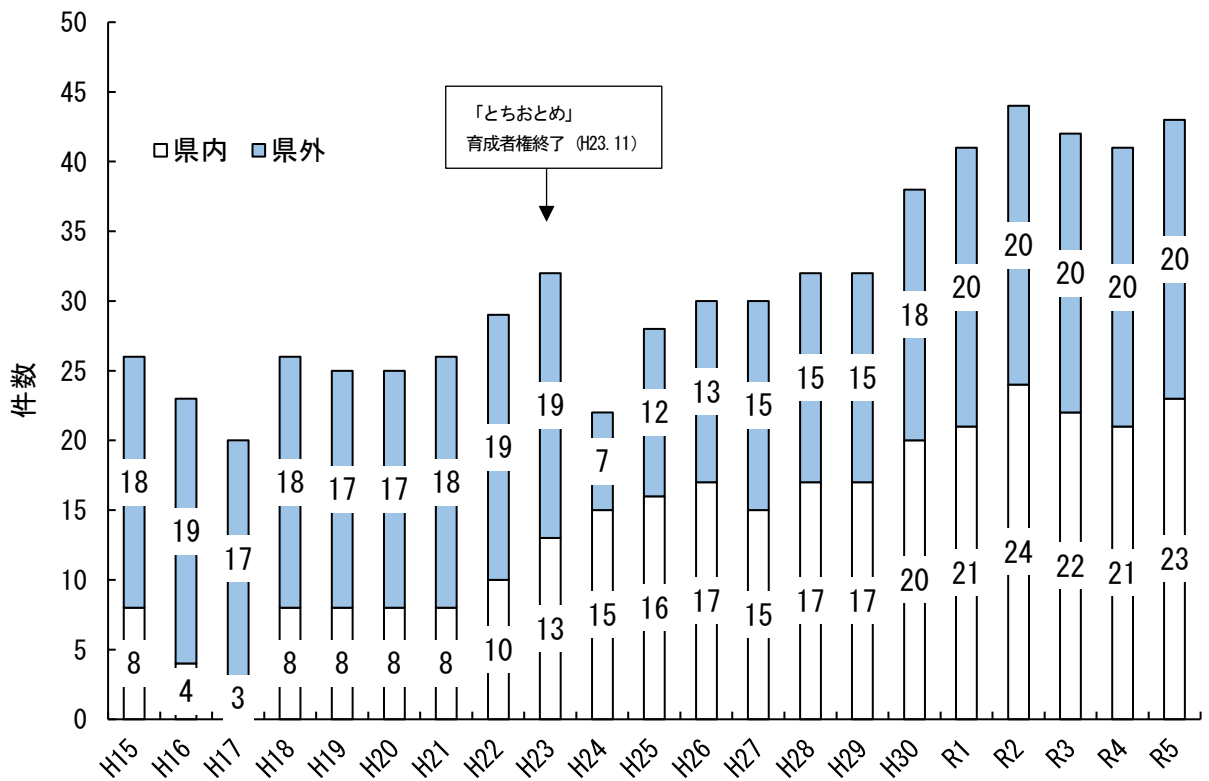


図2 本県育成品種における利用権設定契約件数の推移（H15～R5年度）

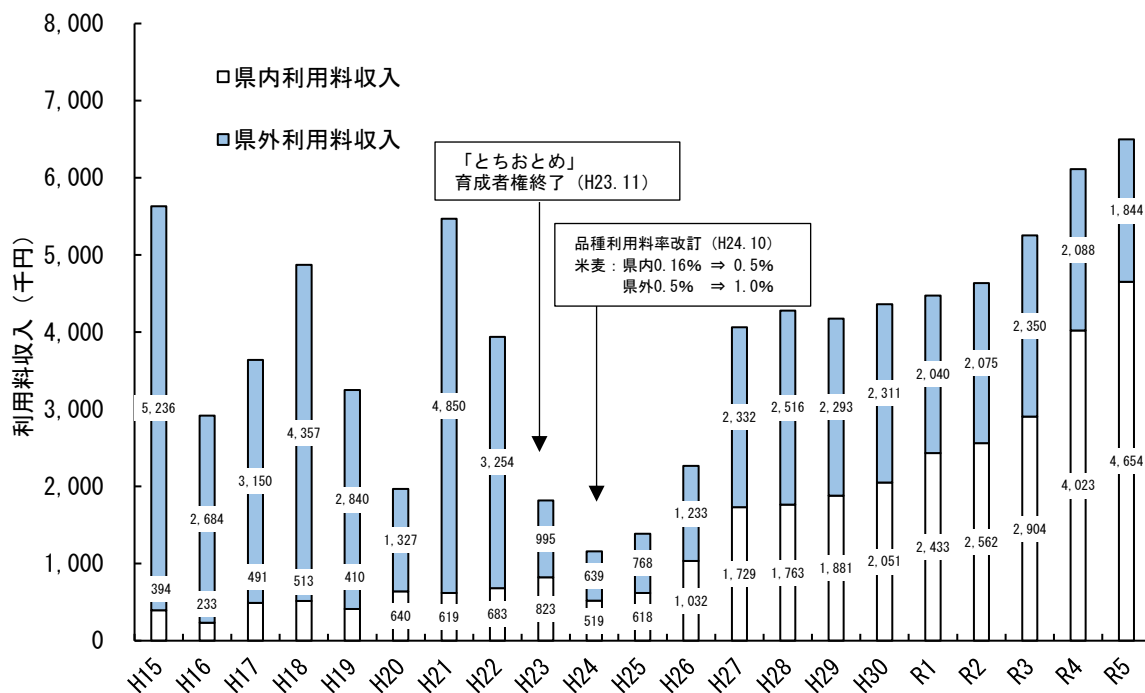


図3 本県育成品種における利用料収入の推移 (H15~R5年度)

2 商標

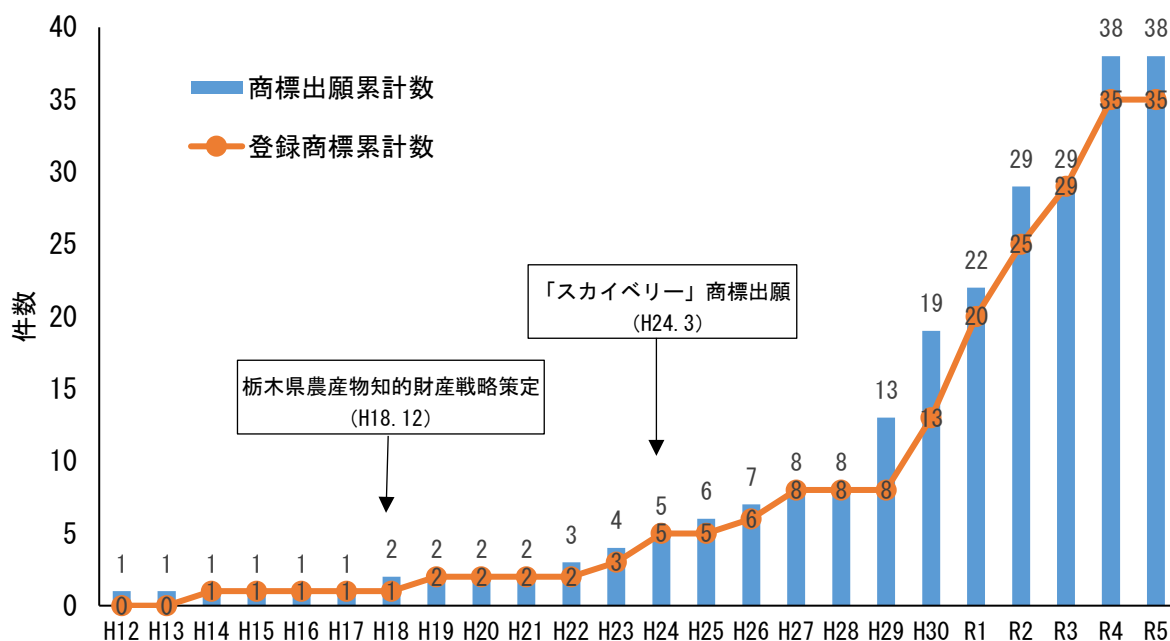


図4 本県における登録（出願）商標の累計数の推移 (H12~R5年度)

表2 本県における登録商標一覧 (R6. 6月末日時点)

番号	商標名	登録番号	登録日	商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務
1	ヤシオマス	第5092655号	H19年11月16日	第29類 食用魚介類 (生きているものを除く。)、加工水産物 第31類 食用魚介類 (生きているものに限る)、魚類 (食用のものを除く)
2	りりおとめ	第5436866号	H23年9月9日	第31類 種子類、草、ドライフラワー、苗、苗木、花
3	スカイベリー	第5519463号	H24年9月7日	第31類 野菜、果実、種子類、苗
4	スカイベリー	第5519465号	H24年9月7日	第29類 冷凍果実、加工野菜及び加工果実 第30類 茶、菓子及びパン、穀物の加工品 第32類 ビール、清涼飲料、果実飲料、乳清飲料 第33類 日本酒、洋酒、果実酒
5	スカイベリー	第5686275号	H26年7月18日	第29類 乳製品 第30類 サンドイッチ及び中華まんじゅう、調味料、アイスクリームのもと及びシャーベットのもと、ぎょうざ、即席菓子のもと 第32類 飲料用野菜ジュース 第33類 酎ハイ
6	スカイベリー 図形商標 	第5757603号	H27年4月10日	第29類 冷凍果実、加工野菜及び加工果実、乳製品 第30類 茶、菓子及びパン、穀物の加工品、サンドイッチ及び中華まんじゅう、調味料、アイスクリームのもと及びシャーベットのもと、ぎょうざ、即席菓子のもと 第31類 野菜、果実、種子類、苗
7	スカイベリー 図形商標 	第5811783号	H27年12月11日	第26類 衣服用き章 (貴金属製のものを除く。)、衣服用缶バッジ (貴金属製のものを除く。)、衣服用ピンバッジ (貴金属製のものを除く。)、衣服用ブローチ、ワッペン 第32類 ビール、清涼飲料、果実飲料、乳清飲料、飲料用野菜ジュース 第33類 日本酒、洋酒、果実酒、酎ハイ
8	SKYBERRY	第6061035号	H30年7月13日	第31類 野菜、果実、種子類、苗
9	天空草莓	第6084066号	H30年9月28日	
10	StrawberryKingdom 栃木 いちご王国 (図形商標) 	第6133102号	H31年3月29日	第25類 洋服、コート、ジャンパー ※図形商標のみ 第26類 衣服用き章 (貴金属製のものを除く。)、衣服用バッジ (貴金属製のものを除く。)*図形商標のみ 第29類 栃木県で製造又は販売される乳製品、栃木県で製造又は販売されるヨーグルト、栃木県で製造又は販売される冷凍野菜、栃木県で製造又は販売される冷凍果実、栃木県で製造又は販売される加工野菜及び加工果実 第30類 栃木県で製造又は販売される菓子、栃木県で製造又は販売されるパン、栃木県で製造又は販売されるサンドイッチ及び中華まんじゅう、栃木県で製造又は販売される調味料、栃木県で製造又は販売されるアイスクリームのもと及びシャーベットのもと、栃木県で製造又は販売されるぎょうざ、栃木県で製造又は販売される即席菓子のもと 第31類 栃木県で製造又は販売される野菜、栃木県で製造又は販売される果実、栃木県で製造又は販売される種子類、栃木県で製造又は販売される苗 第32類 栃木県で製造又は販売されるビール、栃木県で製造又は販売される清涼飲料、栃木県で製造又は販売される果実飲料、栃木県で製造又は販売される乳清飲料、栃木県で製造又は販売される飲料用野菜ジュース 第33類 栃木県で製造又は販売される日本酒、栃木県で製造又は販売される洋酒、栃木県で製造又は販売される果実酒、栃木県で製造又は販売される酎ハイ 第35類 飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、加工食品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
11	いちご王国・栃木	第6133103号	H31年3月29日	第39類 鉄道による輸送、車両による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、自動車の貸与、自転車の貸与、企画旅行の実施、旅行者の案内、旅行に関する契約 (宿泊に関するものを除く。)*の代理・媒介又は取次ぎ、観光地・観光施設に関する情報の提供、地域観光に関する助言及び情報の提供 第41類 植物の供覧、スポーツの興行の企画・運営又は開催、興行の企画・運営又は開催 (映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。) 第43類 宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、宿泊施設の提供に関する情報の提供、飲食物の提供、飲食物の提供に関する情報の提供、高齢者用入所施設の提供 (介護を伴うものを除く。)、会議室の貸与、展示施設の貸与
12	ミルクベリー	第6153706号	R元年6月21日	第29類 乳製品、冷凍果実、加工野菜、加工果実 第30類 茶、菓子、パン、穀物の加工品、調味料、ぎょうざ、サンドイッチ、中華まんじゅう、即席菓子のもと、アイスクリームのもと、シャーベットのもと 第31類 野菜、果実、種子類、苗 第32類 ビール、清涼飲料、果実飲料、乳清飲料、飲料用野菜ジュース 第33類 日本酒、洋酒、果実酒、酎ハイ
13	とちあいか	第6232688号	R2年3月5日	第29類 乳製品、冷凍果実、加工野菜、加工果実 第30類 茶、菓子、パン、穀物の加工品、調味料、ぎょうざ、サンドイッチ、中華まんじゅう、即席菓子のもと、アイスクリームのもと、シャーベットのもと
14	とちあかり	第6232689号	R2年3月5日	
15	あきね	第6232690号	R2年3月5日	第31類 野菜、果実、種子類、苗 第32類 ビール、清涼飲料、果実飲料、乳清飲料、飲料用野菜ジュース 第33類 日本酒、洋酒、果実酒、酎ハイ
16	えみか	第6241394号	R2年4月1日	
17	とちまる	第6225858号	R2年2月14日	※ 上記を基本とするが、補正により一部除外したものあり
18	とちれいむ	第6241398号	R2年4月1日	
19	TOCHIAIKA	第6343321号	R3年1月21日	第31類 野菜、果実、種子類、苗
20	栃愛果	第6343322号	R3年1月21日	
21	TOCHI-AIKA	第6343323号	R3年1月21日	
22	MILKYBERRY	第6402389号	R3年6月15日	
23	銀桜サーモン	第6523486号	R4年3月7日	第29類 サケマス (雌) とサケマス (性転換オス) を交配した全雌三倍体サケマス (生きているものを除く)、サケマス (雌) とサケマス (性転換オス) を交配した全雌三倍体サケマスを用いた加工水産物 第31類 サケマス (雌) とサケマス (性転換オス) を交配した全雌三倍体サケマス (生きているものに限る)、サケマス (雌) とサケマス (性転換オス) を交配した全雌三倍体サケマス (食用のものを除く)
24	おとめサーモン	第6523487号	R4年3月7日	
25	桜花サーモン	第6529461号	R4年3月17日	
26	キャンディポップ	第6677891号	R5年3月6日	第31類 種子類、木、草、ドライフラワー、苗、苗木、花、盆栽
27	スターポップ	第6677893号	R5年3月6日	
28	ジュエリーポップ	第6677892号	R5年3月6日	
29	ながれぐも	第6677894号	R5年3月6日	
30	うすぐも	第6677890号	R5年3月6日	
31	わたぐも	第6677895号	R5年3月6日	

3 特許

表3 本県における登録（出願）特許一覧（R6.6月末日時点）

番号	登録有無	特許の名称	特許番号 (出願番号)	出願日	公開日	登録日
1	登録	巨峰系ブドウの鮮度保持用包装袋及び巨峰系ブドウの保存方法	特許第 5561909 号	H20. 3. 19	H20. 11. 13	H26. 6. 20
2		ブドウの栽培方法及びブドウ栽培用照明装置	特許第 6727496 号	H28. 3. 25	H29. 9. 28	R2. 7. 3
3		果樹の支持構造及びこれに用いる Y 字仕立用誘引パイプ	特許第 6928932 号	H29. 6. 8	H30. 12. 27	R3. 8. 12
4		処理装置	特許第 7086367 号	R2. 3. 16	R3. 9. 27	R4. 6. 10
5		処理装置および処理方法	特許第 7360654 号	R2. 12. 4	R4. 6. 16	R5. 10. 4
6	出願	乳酸菌、チーズの製造方法	特願 2020-040139 号	R1. 10. 29	R3. 5. 6	

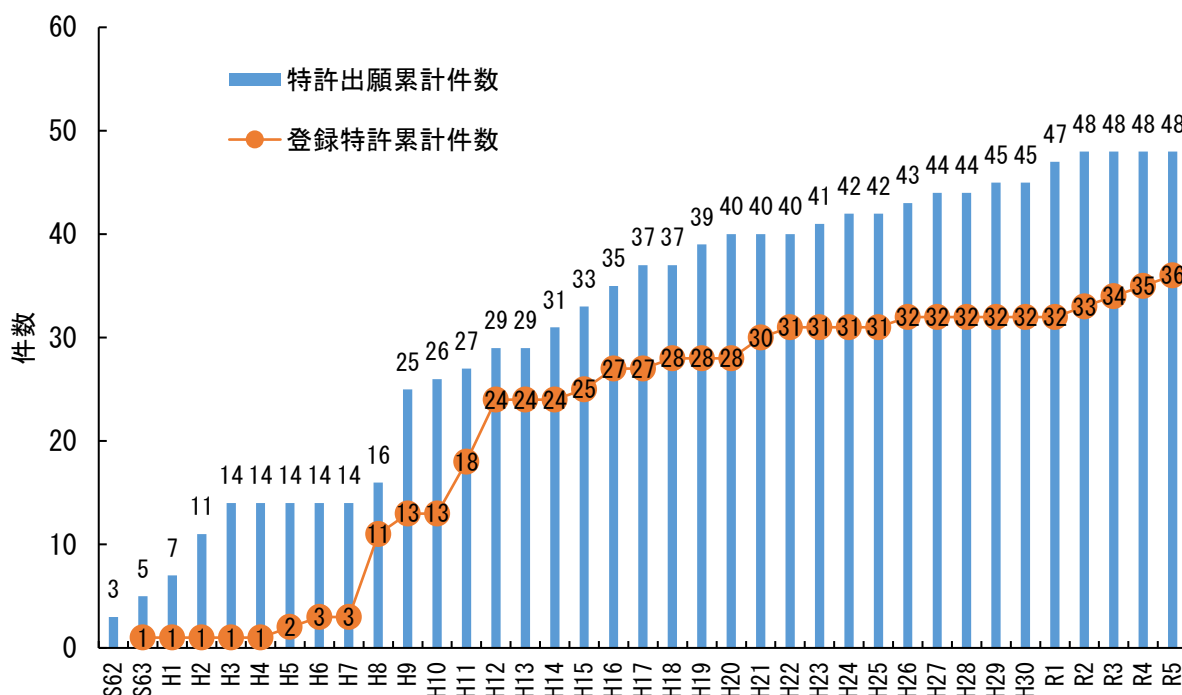


図5 本県における登録（出願）特許の累計数の推移（S62～R5年度）

4 農林水産省知的財産戦略2025と栃木県農産物知的財産戦略との比較

表4 農林水産省知的財産戦略2025との比較

農林水産省知的財産戦略2025	栃木県農産物知的財産戦略
I 基本的考え方	第1章 栃木県農産物知的財産戦略策定の背景
1 はじめに	1 栃木県の知的財産の現状
2 これまでの農林水産省知的財産戦略策定等の経緯	2 課題
3 本戦略の検討に当たって踏まえるべき主な施策や環境変化	第2章 本県農産物に係る知的財産戦略
4 戦略検討に当たっての前提条件	1 戦略における知的財産の範囲
II 農林水産分野の知的財産制度に係る今後の主要な取組	2 知的創造サイクル（開発・保護・活用）の活性化
1 グローバル時代における知的財産の保護活用	戦略1 [開発] 生産現場で広く普及利用される新品種新技術開発の加速化
(1) 植物新品種保護制度	1 研究方針等の明確化
(2) 和牛遺伝資源	2 研究開発体制の強化
(3) 地理的表示（GI）	3 人材の育成
(4) 商標制度等	戦略2 [保護] 戦略に基づいた権利取得や権利侵害への保護対策の強化
(5) 国際標準	1 知的財産権の取得
2 スマート農林水産業時代におけるデータの利活用促進	2 知的財産権管理等の効率化
(1) データの利活用促進とノウハウその他の知的財産の保護	3 権利侵害への対応
(2) データの利活用の促進に向けた環境整備	4 知的財産保護の意識の醸成
3 知的財産の創出	5 登録情報の秘匿化
(1) 農林水産分野の知的財産の創出を促すための環境整備	戦略3 [活用] 品種等の利用範囲の拡大と知的財産権の有効活用
(2) 公的試験研究機関における知的財産マネジメント	1 品種等の利用範囲の拡大（県外許諾）
4 伝統的な知的財産	2 知的財産の有効活用
III グローバル時代に必要となる農林水産知的財産政策の方向性	その他 農業者等への知的財産権の取得支援
(1) オープンクローズ戦略の必要性	1 知的財産権の取得支援
(2) 知財を活用して儲ける事業者の後押し	参考データ
(3) 価値の源である営業秘密の保護	1 品種
(4) 輸出のための国内における標準化の推進	2 商標
(5) 輸出など海外市場をにらんだ知財の創出	3 特許
(6) 新しい農林水産業に対応した価値の創出（フードテック）	4 農林水産省知的財産戦略2025と栃木県農産物知的財産戦略との比較
(7) SDGsなど地球的課題に対応した知財の創出標準化	
IV 人材の育成	
V 消費者の理解の促進	